

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号。以下「法」という。）第５条第１項の規定によって、大規模小売店舗の新設の届出があった。

令和７年７月８日

廿日市市長 松 本 太 郎

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（１） 名称

ダイレックス廿日市店

（２） 所在地

廿日市市串戸 4912 番 1 ほか

２ 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（１） 大規模小売店舗を設置する者

名 称	代表者	住 所
ダイレックス株式会社	代表取締役 五味 肇	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地

（２） 大規模小売店舗において小売業を行う者

名 称	代表者	住 所
ダイレックス株式会社	代表取締役 五味 肇	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地

３ 大規模小売店舗の新設をする日

令和８年２月２５日

４ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

１， ７ １ ２ 平方メートル

５ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

（１） 駐車場の収容台数

５ ９ 台

（２） 駐輪場の収容台数

１ ７ 台

（３） 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
店舗 北側	７ ２ 平方メートル
店舗 南西側	３ ６ 平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
店舗 北側	3. 6 立方メートル
店舗 北側	3. 1 立方メートル
店舗 南側	3. 1 立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前 9 時

閉店時刻 午後 1 0 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時 3 0 分から午後 1 0 時 3 0 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3 か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位 置	荷さばき可能時間帯
店舗 北側	午前 0 時から午後 1 2 時まで
店舗 南西側	午前 0 時から午後 1 2 時まで

7 届出年月日

令和 7 年 6 月 2 4 日

8 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧場所

廿日市市産業部産業振興課（廿日市市下平良一丁目 1 1 番 1 号）

(2) 縦覧期間

令和 7 年 7 月 8 日から令和 7 年 1 1 月 8 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

9 意見書の提出

法第 8 条第 2 項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和 7 年 1 1 月 8 日

(2) 提出先

廿日市市産業部産業振興課